

## 裁判員経験者との意見交換会（第5回）議事録

### 1 開催日時

平成26年1月23日(木)午後3時00分～午後5時00分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

裁判員経験者4名

（裁判所）手嶋政人裁判官（司会），辛島靖崇裁判官

（検察庁）米口慎也検察官

（弁護士会）中西祐一弁護士

（事務担当者）伊藤良信刑事首席書記官，原田出総務課長，安野明彦刑事訟廷  
管理官，新谷秀次総務課課長補佐，山下憲一総務課庶務係長

### 4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

## 意見交換会における発言

(司会)

裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。これまでこういった会を毎年2回ずつくらい催させていただいておりまして、目的とするところは、裁判員裁判をより良いものとしていくために、裁判員を経験された方々の率直なご意見をお聞かせいただいて、法曹三者の今後の参考としたいということでございます。そういう趣旨でございますので、どのようなご意見でも結構ですし、辛口、あるいは厳しいご意見はむしろ私どもにとって参考になるものと考えております。遠慮なくお話いただければと思います。

次に、本日参加された方々をご紹介します。1番と2番の方は、昨年の秋に行われた現住建造物等放火事件、男性の被告人の事件について参加いただきました。3番、4番の方は、昨年の秋、近い時期に実施しました現住建造物等放火事件、女性の被告人の事件についてご参加いただきました。今日は、それぞれの方々から意見をいただきながら進めたいと思いますが、裁判所、検察庁、弁護士会からそれぞれ実際に事件を担当した方にも参加していただいておりますので、適宜ご意見をお聞かせいただくなり、疑問に持っておられる点があれば途中で質問していただきながら進めていきたいと思っております。

まずは、裁判員として参加された二つの事件について全般的な感想からお聞きして参りたいと思っております。順番で恐縮ですが、1番の方から、実際に裁判員として参加された際のご感想など一言お願いします。

(1番)

感想は、裁判が終了したときにも述べさせていただいたのですが、普段聞き慣れない言葉がたくさん出てきますので、私は、出てくる難しい言葉一つひとつ聞き漏らさずに聞いて、判断材料としていったつもりですが、いかんせん時間も限られておりますし、なかなか、難しい言葉を完璧には理解できなかったと思っております。裁判員の方々や裁判官ともしっかりディスカッションをしたかったというのが率直な意見で

す。やはり難しい言葉があるので、なかなか自分の意見が出し切れないという印象がありまして、参加された方それぞれ、ちょっと顔を見合わせながら、人の意見を聴きながら、求められたら自分の意見を発表するという、若干消極的なイメージが私の中にはあります。

( 2 番 )

私も 1 番の方と同じで、全く知識とか経験がなかったものですから、いろいろ説明される中に難しい言葉とかがあって、それを飲みこむまでに結構時間がかかりましたし、拘束された日数は 3 日だったと思いますが、私たち拘束される立場とすれば、3 日でも結構大変でした。本当に事件をその 3 日の間に裁いてよいのかという疑問もあります。また、私が今回裁判員として参加した事件は放火事件だったので、それほど凶悪ではなかったと思うのですが、これが死刑判決とか、そういう事件に関わった場合は、非常に精神的な重荷というか、そういうものは避けられないのかなと思います。事件によって負担がそれぞれ違うのかなというのが率直なところで

( 3 番 )

率直な感想として、裁判員に選ばれたときに迷いはありましたし、周囲の目というか、傍聴人とか周りの目が気になったということがあって、なかなか自分の意見が言えないこともありましたし、みんなで評議をしている場面でも、自分の中で消極的な部分があったかなと感じるところがあります。やはり、初めての経験になるので、いろんな、今まで聞き慣れない言葉がいっぱいありましたが、弁護人、検察側の説明は、割とすんなり聞き入れられたと自分なりに思っております。

( 4 番 )

今の意見にもありましたが、聞き慣れない言葉を理解するのに時間がかかりました。短い間に事件の内容を考えて、証拠を見て、その言葉を理解して、本当のところを自分の感情ではなく、証拠だけを見て考えていくという中で、非常に疲れたなと思いました。時間が短いし、限られた時間の中で淡々と進む中で、自分がついて

いくのが本当にしんどかったなというのが今の感想です。裁判員に選ばれて、通知が届いた時には、これを喋ってもいいのか悪いのかと疑問があつて、後で聞くと、裁判を広く知ってもらうための裁判員ということなので、喋ってもよかったのかなといった裁判員としての戸惑いがあつて、家族にも少し迷惑をかけたかなという思いがありました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、本日お話を伺っていく中で、順番としては、最初に刑罰の重さに関する話、2番目には審理、当事者の主張・立証の問題点といったお話、3番目には、何人かの方からご指摘いただいた難解概念、あるいは専門用語といった問題、そして評議での議論、こういった順番でお話してまいりまして、時間があるようであれば、2番の方が述べておられた裁判員の精神的負担に対する配慮という問題についても触れてみたいと思います。

これらに先だって、皆さんのほうで裁判員制度全般について改善を求めたいという点がありましたら、どんなことでも結構ですのでお話いただきたいと思いますが、この段階で何かございますでしょうか。実際に裁判に参加してみて、こういう点が良くない、例えば、裁判所の不適切な対応、職員の対応、裁判を行っている法廷の問題、評議室の問題、裁判員に選任されることなど、いろいろ考えられますが、こんな点は改善しなければならないといったことを出していただけないでしょうか。

4番の方ございますでしょうか。先ほど、裁判員に選ばれてどこまで話してよいか分からなかったとご指摘いただいたのですが、そのあたりは裁判所の広報として何かやるべきことがあるのでしょうか。

(4番)

ちょっと記憶は曖昧なのですが、最初に資料が届いた時に、届いたことはあまり周囲には喋らないように書いてあったと思います。仕事を長期に休むことに関してもいずれは言わなければならないのですが、1年前に届いた時には何も気にとめていませんでした。去年の夏に書類が届いた時から、自分の中で悶々と裁判員に選ば

れるかもしれない状況，仕事を何とかしなければならぬ状況の中で，あまり周囲に相談できる環境ではないのかなと思いました。裁判員に選ばれたことをもっと話せる雰囲気欲しいかなと思いました。クローズされたイメージで，終わってからやっと，実は裁判員裁判に行ってきたと言えるような雰囲気があるのではないかと。私は重機の仕事をしていますが，勤めておられる方だと，このことだけで精神的な負担が大きいのではないかと思います。もっと参加しやすいよう広報か何かがあればと思いました。

(司会)

最初に，裁判員候補者の名簿に載ったという通知が来て，その段階では皆さんあまり気にされないんでしょうね。ところが，実際の事件の裁判員候補者になったということで，選任手続期日においでくださいという書類が届いた段階から6週間あまりの間，仕事の調整などをされなければならない。しかし，それをあまり周囲に明らかにするわけにもいかないといったところで苦労されるというお話ですね。

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

私も，やはり，選ばれるかもしれないという前提で仕事の予定なりをつけていましたが，選ばれてから審理に入るまでの間にもう少し時間があつたほうが予定等の都合もつけやすいかなと。選ばれてすぐ4日間拘束されるとすると，最初の段階で，選ばれた場合と選ばれない場合とで予定を組んでいかなければならないので，はっきりした時点で，審理までの間に少し時間があれば都合がつけやすいのかなという思いはありました。

(2番)

私も自営業なのでなんとか仕事をやりくりすれば出席できるのですが，勤めておられる方は非常に難しいのではないかと思います。また，先ほどの方が言われたように，言っているのか悪いのか，そのあたりは，厚い資料が送られてくるのですが，あまりに沢山ありすぎて，しばらく読む気にならないのです。あまりに沢山細かく

書かれていて、何か秘密厳守みたいなところがあるので、やはり、勤めておられる方とか自由になる時間が少ない方は最初は悩むのではないかと思います。

(司会)

ありがとうございました。それでは話を具体的なところに進めてまいります。皆さんが参加された事件は2件とも自宅建物への放火という事件でしたが、いずれも、求刑が懲役5年であったのに対して、判決主文では懲役3年6月を言い渡した事件です。刑法では現住建造物等放火罪に対する刑罰の下限を、懲役5年と定めています。死刑・無期又は5年以上の懲役と書いてありますが、一番下の刑が懲役5年というのは、皆さんの素直な感覚として、それは重すぎると思われませんか。1番の方からお願いします。

(1番)

放火という事案についてはよく知らなかったのですが、放火はかなり重い刑になるということで、実刑で5年ということに対しては、重いんだなというのが率直な感想です。

(2番)

重いのか軽いのかと言われると、初めての経験だったので、分からなかったのですが、あまり軽くすると、放火に関しては、やはり周りに、連鎖的に近所を巻き込んで大変な被害を受けるので、放火に関しては重い実刑が必要だなと思います。

(3番)

私も同じで、量刑が重いのか軽いのかと言われると、全く分からないところがありまして、しかし、その事件の大きさを考えると、最終的にはそれが妥当なのかなと、なんとなく自分で理解したような、しなかったような、少し曖昧な感じはありました。

(4番)

放火で5年というのはそれ程重くはないと思います。マッチ1本で火を点けて、下手をすれば、10人、20人の犠牲が出る可能性があるわけですから、放火の5

年は妥当だと思います。

(司会)

実際の評議の時には、パワーポイントで、今回の事件ではどのくらいの刑罰を科すことができるのかという図をお示ししています。法律に書いてあるのは、死刑・無期又は5年以上20年以下の懲役刑で、これが原則になりますが、心神耗弱と認められれば、有期懲役刑の場合は半分になる、つまり、死刑は無期懲役に、無期懲役は長期30年の刑に下がるということを説明し、さらに酌量減輕をした場合、一番下は1年3月まで下げられるということを図で示しています。その前に、放火がなぜ法律で罰せられるのかという説明をさせていただいたかと思います。放火は大変危ない、命にも財産にも大きな害を与える可能性があるから、法律は重く処罰しているという説明を併せてさせていただいたかと思います。そういう重い罪であるから重い刑罰が妥当なんだという説明を評議の中でさせていただいていますが、このあたりのところで、疑問か何かを感じられたでしょうか。それともこういう説明に納得していただけたのでしょうか。

(4番)

その説明については、私はそのとおりだと理解しました。

(3番)

この説明は分かりやすかったように思います。

(1番)

同じです。放火という事案をよく知らなかったもので、非常に重いんだなと思ったのですが、今回裁判をさせていただいた事案では、小さな子どもさんも2人いたという状況で、亡くなる可能性もあったと考えると、非常に危険な事だと思います。

(2番)

放火は、5年が妥当であると言われれば、5年だと思いますが、10年だと裁判官から説明を受ければ、10年なのかなと思ってしまう部分もあります。

(司会)

今の議論は個々の事件ではなくて、法律が5年から上の懲役刑という非常に重い罪を定めているといったあたりの説明に関してのもので、この事件から離れていただいた議論ですが、裁判官が評議の中でこういった説明をさせていただいている中で、違和感といったものはなかったとお聞きしてよろしいでしょうか。

(弁護士)

正直なところ、こういう説明をしておられるということを初めてお聞きしたのですが、これを裁判官が評議にあたって説明をしなければならないのか、どちらかというところ、「放火というのはこういう危険性があるから、非常に刑が重いですよ。」というのは検察官が言うべきことであって、裁判官が評議に先立って、「放火というのは非常に危険であるから重罪ですよ。」と説明するのは、我々の立場からすると、何か一般論のようではありますが、裁判所が検察官に肩入れしているのではないかとと思われるのです。放火は危険ですから、言われなくとも概ね誰でも危険だと思っていることを、敢えてわざわざ説明しなければならないのかなというのが率直な感想です。

(司会)

検察官が最初にこういうことを話すとしたら、どういう場面が考えられますか。

(検察官)

個人的な見解ではありますが、場合によっては冒頭陳述ないし論告、どちらの場面で述べるのが適切なのか見解をもってはおりませんが、いずれかになると思われまます。

(司会)

検察官としては、自分で主張する場面でこういうことを言うこともあるということではよろしいでしょうか。

(検察官)

法律上、言える場面があるとすれば、その2つの場面しか思い浮かばないということで、その場面で言うのが適切かどうかについては、はっきりとしたことは申し

上げられません。

(司会)

裁判所はなぜこのようなことを説明しているのでしょうか。

(裁判官)

このパワーポイントの評価については、今後、弁護士、あるいは検察庁と協議して、より良い説明を考えていくべきだと思いますが、ここで裁判所が説明している意図としましては、放火罪というものが法律でどういう利益を保護しようとしているかということを説明するツールとして使っているという点と、裁判員の方々には、裁判官とともにこれから最終的な結論を出していく上で、法律上のしぼりというものがあるわけですが、何年以下とかどこどこ以上といったあたりのことを分かりやすく説明するためにツールとして使ったということになります。

(弁護士)

そこは理解できるのです。放火というのは、まず、家が焼けて、他の人の財産が無くなる、場合によっては、怪我や命の危険がありうる。さらに類焼していけばそのあたり一帯に迷惑がかかる。そういうところで、それぞれどの程度焼けたのか、どの程度周りの人に迷惑がかかったのか、近所にいる人や中にいる人にどの程度の危険が及んだのか、そのあたりを考えて刑を考えましょうということであれば理解できるのですが、「放火は非常に危険なので重罪です。」とまで言う必要があるのかということです。それは検察官が放火というのは最低でも5年というのが原則の刑で、こういう危険性があるから重く処罰されていると説明をすべきであるというふうに思いますが。

(司会)

そのあたりは法曹三者の中でどういう説明をするのが適切なのか、更に検討を進めていきたいと思えます。

(弁護士)

そうですね。こういう危険があるからそういう点を考えて刑を考えていきましょ

うということなら納得はできるのですが。

(司会)

議論を先に進めます。今回の事件は、2件とも、被告人が精神障害により心神耗弱の状態であったことについて、検察官、弁護人との間で争いはありませんでした。心神耗弱者の刑を減軽するという刑法の規定の趣旨については、みなさん理解されましたでしょうか。

(1番)

非常に難しいところでした。確か病院の先生が出てこられて説明しているのを聞いていたのですが、境目というか判断の基準というのが分かりませんでした。基準をどう判断されてそうなるのか、そのあたりは非常に専門的な部分なので、私たちが判断するといった場面では、専門家の意見にうなずくが如く、ああ、そうなのかな、というふうになりがちな部分で、判断の仕方ということについて、もう少し時間と知識を高めるものがないとなかなか難しいのではないかと思います。

(司会)

事件の中身というよりは、法律で、先ほど示したように刑が上、下半分になるということについてお聞きしており、検察官の論告中でも求刑のところで刑の幅が変わるといった説明をしており、あるいは、裁判所もそういった説明をさせていただいたのですが、そのあたりの趣旨が理解できたでしょうかということです。

(1番)

はい、その部分は理解できました。

(2番)

私も、心神耗弱ということで病院の先生が出られて、認定しておられたのでそうなのかと理解しました。

(司会)

刑の幅が上下とも下がるといった説明は分かりましたでしょうか。

(2番)

それはそう理解するしかなかったです。

(司会)

言われるままということでしょうか。

(2番)

そうですね。専門的な知識は私自身には何もないので。

(司会)

実際の評議でどんな説明をしたかといったあたりですが、責任を問うということについて、スライドをお示しして、通常人と同じ非難ができないから、刑は軽くなるという説明をさせていただいたかと思いますが、このあたりの説明を3番や4番の方は覚えておられるでしょうか。説明を聞いて納得はされましたでしょうか。

(3番)

ちょっと記憶は曖昧ですが、その時は納得したと思います。

(4番)

納得したと言いますか、そうなんだというふうに理解しました。

(司会)

責任能力の議論というのは、なかなか理解されない方もおられると言いますか、責任能力がないから無罪なんだと言うと、反発される方もおられると聞いているものですから、そのあたりの説明は裁判官のほうでも、どうしてそうなのかといった、責任の本質論に遡って説明させていただいているわけですが、短い時間の中で十分な説明ができているかどうか、ちょっと不安なところもありまして、ご感想を伺っておきたいということですが、1番の方、2番の方どうでしたか。

(1番)

裁判員6名と補充裁判員2名がいましたが、本来はそういうことについて少しディスカッションすべきではないかと今は思います。そのあたりは難しい話なのですが、責任が半分になるとか、責任が減輕されるというのはおかしいのではないかとというようなことについてディスカッションしていなかったと思います。判断される

べきなのか、されるとすれば半分ということが正当なのかということについても、もう少し話をしても良かったのではないかと思います。

( 2 番 )

私も、心神耗弱だと言われて、心神耗弱という言葉はその日まで聞いたこともなかったもので、それに関して、それがどういうものであるのか、そのあたりの議論をしても良かったのかなと思います。違った話になりますが、それを装う人もいるのか疑問で、非常に難しいだろうと思います。

( 司会 )

これは刑法の条文に書いてあることなので、その解釈については、裁判官のほうで説明して理解していただく必要があります。これ自体は法律で定めていることだから裁判官も拘束されるし、裁判員の方も拘束される事柄です。もし、これに従っていただけないということになると、裁判員としての職務を果たせなくなるころなものですから、皆さんに理解をしていただく必要があるのですが、理解をする方法として、議論までするかといった点になると、なかなか短い時間では難しいといったところになるだろうと思います。このあたりを時間をかけてやらなければならない事件もあるのかもしれません。

次は、審理、つまり当事者である検察官・弁護人の主張・立証といったところに話を進めます。検察官・弁護人に共通する問題について先に取り上げさせていただきます。法廷で検察官・弁護人が話した内容は、皆さん理解できたでしょうか。その中で理解できなかったという部分がありましたらその理由も含めてお聞かせいただけますでしょうか。

( 2 番 )

1 日目は、本当に心の準備もないまま聞かされて、何を言っているのかあまり理解ができなかったのですが、2 日目くらいから少しずつ理解ができるようになりました。

( 司会 )

具体的にはどのあたりでしたか。検察官・弁護人の話が理解しにくかったというのは全般的に理解しにくかったということでしょうか。

( 2 番 )

初めての経験なので、あまりよく頭に入らなかったというか、そういう場に出ることがなかったので、初めは、自分の頭の中が整理されなくて分かりづらかったです。

( 1 番 )

言葉で分からないものもあったと思うのですが、やりとりそのものは、どういうことを目的にやっているのか概ね分かりました。

( 3 番 )

私も、最初は、いきなり審理に入ったものですから頭に入らなかった部分もありましたが、説明自体は、双方とも詳しく、細かな、分かりやすい説明であったと思います。

( 4 番 )

説明はしっかりと分かりやすくしていただきました。ただ、個人的な感想として、弁護人の紙の文字が、私の席からは見えなかったもので、弁護人を見て話を聞くだけでした。弁護人の強調したいところを書いてあるのですが、そこが見えないということがありました。

( 司会 )

ちょうど話が説明の仕方になってきましたが、検察官はA 3 版とかA 4 版の紙を配って、原稿を読み上げるという手法でした。これに対して弁護人は、男性の被告人の事件では、パワーポイントを使った説明をされ、女性の被告人の事件ではイーゼル、つまり油絵を描く際に置く台に、大きな紙を置いて、いわば紙芝居のようなやり方と言いますか、そういった手法で説明しておられました。どちらのやり方が分かりやすかったでしょうか。今、4 番の方からイーゼルの使用について見えなかったという指摘がされましたが、3 番の方はどうでしたか。

( 3 番 )

若干，言葉と，めくっている紙とが同じであるので，紙のところに違うことが書いてあれば，もう少し理解しやすいところもあったかなと思いました。

( 弁護士 )

違う言葉というと・・・。

( 3 番 )

補足的な説明みたいなものとか，言葉で喋る以外の説明とか。

( 弁護士 )

口で喋らないことを紙に書くのがよいかどうかという問題がありまして，あくまで口で喋るのが言ったことであって，紙はその要約が書いてあるというのが基本なので，口で最初から言うつもりもないことを紙に書くというのが許されるのかどうか，程度の問題もあるのですが，裁判所はいかがでしょうか。

( 裁判官 )

法律上は，証拠調べに基づいて，最終的な意見をまとめていくということで，要旨と紙というのは基本的には補助的なツールになってきます。口頭で述べるのが基本的なものということになります。おそらく弁護士が言われるのはその趣旨だと思われる。それを前提に紙の記載の方法について，より分かりやすい形で工夫すべきところがあるとすれば，そこは一つの課題になるかもしれないと思います。

( 弁護士 )

見えなかったというお話で，どのあたりの席に座っていらっしゃったでしょうか。

( 司会 )

法壇の上では左手の奥，検察官寄りの席ということになります。

( 弁護士 )

証言台が真ん中にあつたので，1番，2番，3番の方が座っていらっしゃる方に寄せて置いたのですが，字も小さいというご意見もありましたので，さらに倍くらいの大きさにして，証言台の後ろから離して置くと，見やすかったかもしれせん。

( 司会 )

最初にイーゼルを持ち出された時には、裁判員の方は、何を話されるのだろうと期待しておられたということもあって、その意味では、期待していた以上の内容がうまく伝わらなかったと言っておられた裁判員もいました。

( 弁護士 )

紙を配っても良いのですが、紙を配ると、皆さん下を向かれてしまうので、こちらとしては、ちゃんと聞いたよという感じなのか、いや、よく分からないという感じなのか分かりづらくて、次に進んでよいものかどうかということもあるので、できれば、こちらに向かって欲しいということで使っているのです。使う以上は変化のあるものにすべきだと思うのですが、あの大きさは、白黒であれば比較的早くコピーできるのですが、カラーだと半日あるいは1日かかるといったことになってしまい、切ったり貼ったりする時間があるくらいなら、言う内容を考えたいということもあって、まだ、そこまでの技術が身につけていないといったところです。

( 司会 )

1番、2番の方の事件では弁護人は、パワーポイントを使って、画面に示しながらということだったのですが、いかがだったでしょうか。

( 1番 )

私の状況は、話している内容をとにかく理解しなければならないという緊張もあったのですが、人の話すことなので、しっかり聞かなければならないという思いが強くて、言葉を把握するために、パワーポイントは見ていたのですが、喋っている言葉をしっかり聞かないと、理解できないなと思っていたので、やりとりされている言葉に注意していました。一生懸命聞いていて、難しい言葉もあるので、話の脈絡、内容を理解するのに一杯いっぱいという感じで、パワーポイントを見てはいたと思いますが、聞くほうに集中するという感じでした。

( 2番 )

私も同じで、パワーポイントがあったこと自体は、見やすかったし、分かりやす

かったんだろうと思いますが、なにぶん、自分自身が緊張していて、多分、みなさん、分かりやすく説明して下さったと思いますが、なかなか飲みこめなかったというのが正直なところです。

(司会)

もう一つ、検察官の方はA3版くらいの一枚ものの紙を配って説明をするというやり方でしたが、これとの比較ではどうでしょう。

(1番)

私の印象では、検察官の話が、結構速かったので、もうちょっとゆっくりしていただけたら良かったなと思います。

(2番)

丁寧に説明して下さって、緊張がとれた2日目くらいからは、きちんと入るようになりました。

(4番)

紙を配ってもらって助かったのは、自分が気になる言葉や単語をそこに書き込んで、後で見返すことができたので、大変便利でした。

(3番)

紙の方が分かりやすかったということもありますし、弁護士さんが言われたように、聞いて欲しいということを見ると、ツールを使うのも良いかなと思います。

(司会)

このあたりは法曹三者で試行錯誤が続いているといった部分で、ご意見を参考に改善を図っていきたいと思います。もう一つ、話し方の問題について、一部の方から検察官は早口だという意見がありましたが、アンケートなどを見ておきますと、検察官に対しても、弁護人に対しても、被告人や証人に対する質問の意図が分かりにくいところがあったという意見がかなり出ております。皆さん、そういうご感想をお持ちでしょうか。これは、分かりやすくするためにはどうしたら良いかということですが、そのあたりのところをお聞かせいただけますでしょうか。

( 1 番 )

専門用語を置き換えるしかないと思います。

( 司会 )

アンケートでは、質問の意図が分かりにくいというところにマルをつけられた方が3分の1を超えていたのですが、そういう意味では、何を知りたいからそういう質問をするのか、そのあたりがうまく伝わっていないという状況がうかがえるのですが、それをうまく伝える一つの方法としては、新聞の見出し的に、「こういうことを聞きます。」とテーマを明らかにするというやり方とか、あるいは、今回やってもらったこととしては、尋問事項のメモを出してもらって、今どのあたりを話しているといった流れの位置付けを明らかにしてもらおうというやり方とか、前提の質問と、答えてもらいたい質問を細かく分けて質問するとか、いくつかのやり方が考えられると思いますが、皆さんからすると、検察官や弁護人が、証人・被告人から一体何を聞き出したいのか、あるいは、どういう意味があってそのような質問をしているのか分かりにくいといったあたり、どういう解決方法があるかということですが。

( 4 番 )

質問のやりとりに関しては、被告人からどうだったのか聞き出そうとしていることはなんとなく分かったのですが、そこに集中すると、話が入ってこないということも確かにありました。「これに対して質問します。」、「これはどうですか。」と質問するところをはっきり出してもらったほうが裁判員としては聞きやすいし、理解もしやすいと思います。

( 司会 )

検察官・弁護人としては何か改善策といますか工夫を考えておられますか。

( 検察官 )

私は男性の被告人の事件を担当していましたが、確かに、質問をする前に、「今からこういうことについて尋ねます。」とか、例えば、裁判官がおっしゃっていた

ように、尋問をしていく内容の見出しを書いたメモを配布して、そのメモの見出しを見ていただいて、「この見出しについてお話します。」ということをして、そこでメモをとっていただくような形にすればお分かりいただけたのかなと思います。また、先ほど早口であると指摘いただきましたが、これについては、今後改善していきたいと思います。

( 弁護士 )

ある程度、「今からこういうことについて聞きます。」と言うことは、できると思いますが、どこまでやるかですね。例えば、弁護人の立場からすると、被告人質問の時に、例えば、「あなたが今回の件についてどれくらい反省しているか、これから聞きますね。」と言うのは比較的無理がないと思いますが、それに対して検察官が反対質問する時に、「あなたは、本当は反省していないんじゃないか、ということについて聞きますね。」と言うわけにもいかないと思います。どこまでどの程度できるかについては、多少限界があるのではないのでしょうか。そうでないと、質問ではなく、弁護士なり検察官が自分の意見の言い合いになってしまい、そのあたりのバランスをどうやってとるかというところは問題としてあるかと思います。

( 司会 )

弁護人の質問とか尋問というのは、裁判員の方から趣旨を誤解されやすいと感じることが評議の中であります。弁護人の活動自体がどういう活動なのか、裁判員の方はあまりご理解いただけていないことが前提になっていると思うのですが、それを分かりやすくするという工夫は何かあるのでしょうか。

( 弁護士 )

身も蓋もなく言ってしまうと、実際の裁判が始まってしまえば、認めている方については刑をなるべく軽くし、認めていない方については無罪にするということです。反省させるといえるのは、本人が反省を深めた結果、刑が軽くなって、そのために役に立つなら、反省して欲しいと思うのが職業としての弁護士としての考え方で、そこまで極端なことは考えていませんが、突き詰めれば、どれだけ反省してもこの

事件の刑が変わらないというのであれば、弁護士が時間を割いて反省させるよりも、他の証拠を集めたりすることに時間を使うべきではないか、道徳の世界を離れて、職業人としての弁護士を考えると最後はそうになってしまうということです。ただ、誤解されやすいというのは、おそらく、あまりよろしくない所について、「こんなことをしたんだってね。」と我々の方から聞くところ。我々の気持ちとしては、比較的穏やかに聞けば、「しました。あれは浅はかでした。」とある程度素直に言ってくれる。これを聞かないと、検察官から聞かれ、検察官は聞き方が厳しいので、穏やかに聞けば言える人も、しどろもどろになってしまうので、被告人にとって都合の良いことも、こちらから先に聞いて、それについて反省していますとか、あれはあんな事情だったのです、といった事情を言ってもらったほうが、トータルで見ればいいだろうと思ってやっているということです。

(司会)

なかなかそのあたりのところはストレートには伝わりにくいところでしょうか。

(弁護士)

「今からあなたが自分の悪いところを正直に話すところを裁判員にも見てもらいますので、聞きますね。」とはなかなかやりづらいと思うのです。

(司会)

今後、三者の検討会でテーマにしてみたいと思います。次は、検察官の主張・立証に対する問題ですが、検察官は、男性の被告人の事件の論告で、行為責任の重さを最も重視すべき事項だと指摘していました。この点について裁判員の方は納得されましたでしょうか、他にもっと重視する事情、例えば家族の事情などがあると感じましたか。

(1番)

私は、今回裁判に参加して、行為責任について知ることができたのですが、検察官の言う行為責任が一番重視されるべきであると、私も思います。

(2番)

同じです。

( 司会 )

3 番の方の事件では，評議の中でも説明しましたが，いかがでしょうか。

( 3 番 )

私も，その当時は，理解できていたと思います。

( 4 番 )

同じです。

( 司会 )

3 番の方に参加していただいた女性の放火の事件では，検察官が，弟や医師の供述調書を読み上げたかと思いますが，これについてはメモを取らなくても内容は理解なり記憶できたでしょうか。

( 4 番 )

メモを取らないと，忘れるというか，自分の中で留めて置いて後で判断材料にするのは難しいと思います。やはり，メモを取ってそれを見返さないと難しいです。

( 司会 )

3 番の方も同じでしょうか。

( 3 番 )

私もその時は，言われたことを自分なりにメモを取っていました。

( 司会 )

1 番・2 番の方の男性の被告人の事件では，供述調書の朗読が分かりにくかったという意見がアンケートの中に出てきていたのですが，いかがでしたか。

( 2 番 )

分かりにくいということはなかったのですが，たくさん頭の中にいろいろなことを詰め込んだので，判断する時に迷いました。

( 1 番 )

その時は，しっかり理解できていたと思います。

( 司会 )

メモをとらなければならなかったという点についてはどうですか。

( 1 番 )

意味はしっかり理解できていたと思います。メモは必要かどうかというと、したほうが良いと思います。

( 司会 )

供述調書は、評議の際に、皆さんから中身がどうだったかということをお出しただきにくいということ、しばしば経験するものですから、供述調書を多用すると、裁判員の記憶に残っていないということをお知らせしているところ

です。  
次に、具体的な証拠の中身の問題ですが、現場で焼けた室内の写真などを何枚も取り調べたのですが、その枚数についてはどうでしたか。多すぎたとか少なすぎたとかご意見はありますか。

( 1 番 )

まあ、十分だったと思います。

( 2 番 )

適正だったと思います。

( 3 番 )

私も適正だったと思います。

( 4 番 )

数的には適正かなと思いました。ただ、もう少し、こういうカットの写真が見たいなとか、例えば、ここはこの角度から見るとどうだったか見たいものもあり、そういうものも見れたら良いかなと思いました。

( 司会 )

女性が被告人の事件では、被告人が使ったという消火器がどうだったかという問題があって、写真を見ても良く分からなかったという意見がたくさん出されています。

した。そういう意味で、枚数の問題というよりは、具体的な事実を認定する上で必要な写真があるほうが良いというご意見でしょうかね。

( 弁護士 )

写真ははっきり写っているものがあれば、出したかったのですが、全部見ても、あれ以上に写っている写真がなかったのです。

( 司会 )

それから、被告人が女性の事件では、検察官は、写真の左上の方にさらに凶面を合わせて写して、方角とか撮影方向が明らかになるよう工夫をしていましたが、それは頭に入りましたでしょうか。

( 4 番 )

分かりやすかった。

( 3 番 )

私も分かりやすかった。

( 司会 )

次に、弁護人の主張立証活動について、冒頭陳述や弁論の時間は長いと感じられましたか。長いとしたらどれくらいの時間が適当でしょうかということですが。

( 1 番 )

時間が長いと感じたことはなかったです。

( 2 番 )

私も同じです。長いとは思いませんでした。

( 3 番 )

私も長いとは思いませんでした。

( 4 番 )

同じです。

( 司会 )

みなさん一致したご意見ですね。これが30分、1時間となると、長いというこ

とになるのでしょうか。やはり，20分くらいまでであれば，十分な時間ということでしょうかね。

次に，弁護人の主張や尋問について，分かりやすかった点や分かりにくかった点がありましたでしょうか。具体的にご指摘いただければと思いますが。

(4番)

分かりにくいという点は特になかったと思いますが，話の仕方に気を取られてしまったということがありました。

(司会)

内容よりも形に引っ張られたということでしょうか。気になる形というのはどういう点でしょうか。

(4番)

話し方というか，一生懸命説明されているのですが，ちょっと聞きづらいという分かりにくいというのがありました。今日出席されている弁護士の喋っているのは分かりやすかったのですが，もう一人の方の説明が，ずっと入ってきづらかった。

(司会)

若い弁護士の方ですが，もう少しこなれるようにして欲しいということですね。

(3番)

私は，分かりやすかったといえば分かりやすかったですし，ただ，審理の内容が内容ということもあって，若干，私には弁護人と被告人との間にうまくかみ合いがとれないのが大変そうだなという感想を持ちました。弁護人が相手の方から何を引き出したいかという趣旨は自分なりには理解できていたと思います。

(1番)

弁護人は結構年配の方と若手の方の組み合わせだったと思いますが，若い方は，一本調子というと失礼ですが，淡々とという感じで，年配の方はそのあたりの喋り方が非常に慣れていらして，ドラマを見るような感じで食い入るように話を聞いていた記憶があります。

( 2 番 )

私もベテランの弁護士の方の話のときはドラマを見ているようだと思いましたが、あと、先ほど、今日出席されている弁護士が言われて初めて分かったのですが、私は裁判を傍聴したこともなければ、ぶっつけ本番だったので、なぜ弁護人が被告人に対して不利なことを言うのかなと思ったのですが、今日出席されている弁護士が言われたとおり、検察官の方に厳しい口調で質問されて不利なことを言われたら困るので、敢えて、弁護人が被告人に不利な質問をすると聞いて、ああ、なるほどな、と思いました。

( 司会 )

弁護活動というのは、国民一般の方はなかなか触れる場面がないということで、十分ご理解をしていただけているかという面があるのですが、今回の2件の弁護活動をご覧になって、これは重要だと感じられた点がありましたら教えていただきたいのですが。

( 1 番 )

被告人の利益を一生懸命守ろうという役割を果たすという気持ちは十分伝わりましたし、こういう方がいないと、被告人にとっては酷な状況になると思いますので、その点は、こういう方がいないと、非常に心細い状況になると思いました。

( 2 番 )

被告人の方にとっては大切な存在なんだろうなと思いました。

( 3 番 )

このあたりと特定するのは難しいのですが、弁護人がやろうとしている趣旨は理解できるので、最初に言われましたが、証拠を基に我々が決めていかなければならないという面もありますが、人間には感情があります。最初はやはり被害者側から見ってしまう面もありますが、いろいろな話を聞くと、やってはいけないことかもしれないのですが、加害者側、被告人の立場に立ってものを考えるということもしていたと思います。本当に被告人だけが悪いのかという自分なりの思いもありまして、

本当はもっと周りの人も悪いのではないかという思いにさせられたこともあって、そういった、心情に訴えかける弁護人の活動も重要なのかなと思いました。

(4番)

重要だと思うのは弁護する人との信頼関係がどこまで心を開いてもらって話を聞いて、それに対して弁護する材料を集めるというのは本当に大変なんだろうなと感じました。周りのプレッシャーもあるでしょうし。

(司会)

今回の事件について特徴的だった点として挙げられる、一般的な人にとって理解が難しいとされている難解概念や専門用語について話を進めますが、例えば、法律用語としては「心神耗弱」や、専門用語としては、男性の事件では「パーソナリティ障害」、「短絡反応」、女性の事件では「複雑酩酊」、「単純酩酊」といった言葉が出てきましたが、これらについては、どのような形で理解することができたでしょうか。

(4番)

やはり、複雑酩酊というのは、酒をどれだけ飲んだかといった個人差もありますし、その辺の判断が難しかったです。ただ、「複雑酩酊だから、こうだよ。」と、その中でもいろんな段階があって、どこに視点を置くかによって見方が変わるということで、理解が非常に難しかったというか、被告人の話を聞いて、複雑酩酊という意味を知って、自分が感じとったものを考えたとき、難しいと感じました。複雑酩酊にもいろいろあって、黒に近い人から白に近い人がいるということで難しかったです。

(3番)

難しい専門用語については、先生の説明を聞いて理解できた部分はあります。

(司会)

法廷での証人からの説明が、全体の理解の中心であったということですか。

(3番)

そうです。

(司会)

1番の方と2番の方の事件では、「パーソナリティ障害」,「短絡反応」といった、聞いたことのない概念が出てきましたが、これについては理解していただけでしょうか。

(1番)

全く聞いたことのない言葉だったので、本当に、裁判官の方々に詳しい説明をしていただいて、それで私も理解できたと思います。

(司会)

検察官や弁護士からの説明だけでは、十分に理解できなかったということですか。

(1番)

それそのものがどういったものなのかというのは、裁判官から、確かモニターを見ながら詳しく教えてもらったと思いますが、それで周りの裁判員も理解していたと思います。

(2番)

知識がないので、一生懸命病院の先生の説明を聞いた中で、私たちも理解しようとしていました。

(司会)

今回の事件は、法廷では、いずれも起訴前に精神鑑定を行った医師からその結果を聞いたのですが、話を聞いても分からないといった点はありませんでしたか。

(1番)

全て分かったかと言われれば、そうではないので、それプラス、裁判官から、部屋に戻ってから教えてもらったことで、総合的に理解しました。

(司会)

評議で意見を述べる上で困ったことはありませんでしたか。

(1番)

私は、人と話す仕事をしている関係で喋りすぎるところがあり、裁判員と補充裁判員 8 人の中で、自分が周りの人に影響を与えすぎるのではないかと思いました。もっとディスカッションしたかったのですが、影響を与えすぎるのは、まずいのではないかというジレンマがありました。

( 司会 )

2 番の方は、医者話を聞いて、十分に理解の行き届かなかったところがありましたか。

( 2 番 )

多分そうだと思います。今は、医者がどんなことを話したか、全く記憶にないので、当時の説明もきちんと理解できていなかったのではないかと考えています。

( 司会 )

そうすると、評議の場で意見を述べるのは難しかったということになりますか。

( 2 番 )

評議の場で意見を述べること自体は難しいとは思いませんでした。それは、自分なりの物差しがある程度あったからです。

( 司会 )

3 番の方は、精神科医話を踏まえて、評議で意見を述べる際に大変だったことはありませんでしたか。

( 3 番 )

特にありませんでした。

( 司会 )

4 番の方はいかがでしたか。

( 4 番 )

先生話を聞いて大体理解できて、なおかつ、裁判官から説明していただいて、こういう状態だということは理解はできました。

( 司会 )

1番、2番の方と、3番、4番の方では、感想に大分差があるようですが、これは、問題となっている精神状態内容が違うということや、日常からどの程度遠いかといった事案の性質の違いからではないでしょうか。

次に、精神状態が犯行に与えた影響といったものが、いずれの事件についても問題点として含まれていたのですが、その点については、良く理解していただけたでしょうか。

(4番)

先生の話聞いて、「だからそういうことになる。」というの理解できました。

(司会)

3番の方も同じでしょうか。

(3番)

同じです。

(司会)

これに対して、1番の方や2番の方はいかがでしょうか。

(1番)

影響を与えていたということは分かりますが、結構幅がある状況だと思うので、その事件を起こしたこととの明確な理解というのは、なかなかしづらかったです。

(司会)

短絡反応という言葉が出てきて、精神障害としてはパーソナリティ障害なんだけれども、その中でも、特徴としての短絡反応というものによって放火に至ったというところでなかったかと思いますが、その機序、仕組みのようなものについては理解できたでしょうか。

(1番)

先生の説明もありましたし、理解できたと思います。

(司会)

2番の方はいかがだったでしょうか。

( 2 番 )

引きこもりの人が全て心神耗弱にあたるのかなということについては、専門家ではないので、分からなかったけれども、医者判断がそうなったのだから、そうなのかなと思いました。

( 司会 )

男性の放火事件について、更に話をうかがいたいのですが、刑罰の重さを考える上で、被告人のパーソナリティ障害の内容、程度は気にされたのでしょうか。これは、量刑を決める上で考える必要はないと思われたのでしょうか。責任の重さを考える上で、パーソナリティ障害の内容、程度を細かく考えたのでしょうか。

( 2 番 )

専門知識がありませんので、細かく考えたとは言えないと思います。

( 1 番 )

先ほど、行為責任を重視したという発言をしましたが、行為責任を重視して、その上で、どのくらい考慮すべきかといったところを加味して、最終的に自分の中で量刑というものを持った記憶です。それをみんなで議論して最終的な判決になったので、考慮したか考慮していないかと聞かれれば、考慮はしました。一番に行為責任を考えて、後はどのくらい考慮するかといったところを自分の中の物差しで加味して考慮したということです。

( 司会 )

行為責任の中には、客観的な面と主観的な面の両方があって、違法性と言いますか、どのくらい危険であったか、害があったかという客観面の他に、責任をどの程度問えるかという主観的な話もあるものですから、その中では心神耗弱であるとか、心神耗弱の中でも、どの程度のものではあったのかというところを考慮していただいたということで理解させていただきました。

話を先に進めますが、1番の方から、評議が十分にできなかったという発言もありましたが、それは時間の問題なのでしょうか、それとも、裁判官の進め方の問題

なのでしょうか。その原因を考えてみたいのですが、いかがでしょうか。

(1番)

私は、時間の問題ではなかったと思っています。選ばれた裁判員は、男性、女性、年齢について、うまく分かれていたのですが、なかなか最初、ディスカッションの前に、互いにコミュニケーションはできづらいと思います。みんなが集まってスタートするときに、最初に心を和ませるようなことがあって、休憩時間にでもいろいろな話ができるようになっていて、自分の意見も言いやすくなりますし、良い議論ができるのではないかと考えています。

(司会)

昼食会のようなものを開いたり、評議機の横にソファを置いて、裁判員の方が適宜話ができるような準備をしていたのですが、配慮が十分ではなかったということでしょうか。

(1番)

十分でなかったというか、昼食会についても、私と2番の方については、結構話をしましたが、他の方向士のコミュニケーションがどのようになっていたかは良く分かりません。最初に全員が集まっているときに、もっと距離が縮まる何かがあれば良かったと思います。

(司会)

裁判官の方から、評議についてのご質問は何かありますでしょうか。

(裁判官)

行為責任という考えについては、概ね理解していただいていたと理解しましたが、それとは別に、ツールとして量刑データを示したり、あるいは検察官からは求刑を示し、弁護人からは適正量刑についての意見もあったと思いますが、それらの資料、データについて、どのような感想をお持ちになったのかお聞かせいただけないでしょうか。有意義だったのか、あるいは、それに縛られてしまったということなのか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

( 4 番 )

量刑を決めるにあたっての資料については、「こういう事件については、こういうように出ていますよ。」という、あれは、一つの判断材料として良かったと思います。

( 3 番 )

同じように、私も自分なりの判断基準は、資料を見て持つことができました。

( 2 番 )

データベースがないと、何も知識がないので判断できません。データは必須だと思います。

( 1 番 )

私は、参考にすべきだとは思いますが、影響を受けやすいのではないかという思いもありました。それを知ることによって、範囲が限られてしまうのではないかという印象です。

( 裁判官 )

行為責任の考え方については、当事者からも説明があったと思いますが、最終評議の際に裁判官が説明することがこれまで多かったという状況です。振り返って考えてみて、もっと早い段階で、量刑についての考え方を示してもらえれば、証拠調べの段階から、そこに着目して話を聞くことができたとか、もう少し裁判所の方で、量刑についての考え方や放火というのはどのようなものかといった、事件を審理していく上でのポイントを適宜説明してもらった方が分かり易かったのではないかといったところはどうでしょうか。

( 1 番 )

裁判員に選ばれて、放火が重い罪であることを知ったのは、グーグルで検索してみても重い罪だということを知りました。なので、今の質問でいくと、初めに量刑の説明を聞いても、後で聞いても、それほど影響は変わらないと思います。

( 2 番 )

市民の感覚でしかないので、プロに範疇を聞いて判断するのがいいと思います。

(司会)

考え方そのものについて違和感はありませんでしたか。自分の思いとは違うところはありませんでしたか。

(2番)

自分の思いというよりも、事件のことを必死になって知って、一生懸命考えるしかないで、その中で、指針というか、放火というのは重いんだよとか、そういったことの説明があると、判断しやすくなると思います。

(3番)

裁判員に選ばれてから、その午後からすぐに裁判ということで、ぶっつけ本番というところに出されたという感じでしたので、時間があれば、事前に、ポイントポイントについて、研修というわけではありませんが、こういうところに着目してと言うか、教えてもらえれば、もっとすんなり話も入ってくるのかなと思います。

(4番)

3番の方と同じで、ここではここを重視するということや、ここを見て欲しいということを教えてもらえれば、聞き易かったと思いますし、分かり易かったのではないかと思います。

(司会)

最後に、これから裁判員になる方に向けてのメッセージをいただければと思いますが、裁判員を経験される前と後で、何か変化はありましたでしょうか。

(4番)

裁判員制度ということは知っていましたが、夢にも自分のところに来るとは思っていませんでした。通知が来たときは、なかなか当たらないものが当たって、うれしいと言うか、良いチャンスだと感じました。人を裁く、罪を裁くところになることになりましたが、やはり、自分では、裁判、裁判所というのは、今までクローズのイメージが強かったので、これだけ開放的にしている、オープンにやっていること

を知るためにも，これからの人には，チャンスだと思ってやってもらいたいです。周りの人にも，大変なところに出ることにはなるけれども，司法を知る上で良い経験になると言っています。

（ 3 番 ）

裁判員候補者として選ばれたときは，嫌な反面，選ばれたからには裁判員になりたいという思いもあったのですが，裁判員に選ばれて，非常に良い経験をしたと思っています。周りの人の中には，大変なことはしたくないという人がいる一方で，やってみたいという声も聞きます。そういう人に対しては，私の言える範囲で情報を伝えることができれば，もっともっと身近なものになるのかなという思いはあります。

（ 2 番 ）

裁判員に選ばれたことを話すと，珍しがられるのですが，私のできる範疇で話をしています。私も良い経験だと思っている一人なので，やはり，選ばれたときに，やりたくないと思う人と，良かったと思う人がはっきり分かれるので，裁判員裁判というのは貴重な体験だし，経験すればいいよということをもっとアピールしていけば，もっと参加者も増えていくのではないかと思います。

（ 1 番 ）

周りに関心を持っている人がいることは実感できました。興味本位ではなく，真剣に話を聞いてくれる人が周りにいるので，裁判員が増えていけば，関心を持ってやってみたいと思う人が増えていくと思います。本当に無理な人は参加できないと思いますが，やってみたいという人は，増えてくると思いますし，トライできるならトライすべきだと思います。やってみて，裁判官からも親切に教えていただきましたし，自分のためにもなったと思います。

（ 司会 ）

他に，裁判や司法についての報道，司法一般についての考え方に変化はあったでしょうか。

( 1 番 )

やはり、新聞の裁判員裁判のコラム欄を気にするようになりました。

( 2 番 )

同じく、今までは、裁判員の記事を見ることもありませんでしたが、記事に目を留めるようになりました。

( 3 番 )

新聞記事が気になることと、これまでは裁判所に来ることもなかったのですが、来やすい場所でもありませんが、他の裁判についても傍聴してみたいと思うようになりました。

( 4 番 )

ものすごく「裁判」というキーワードに敏感になりました。裁判所、あるいは裁判とはどのようなものかということ子どもに説明できるようになったので、子どもも裁判所に行ってみたいと言うようになりました。

( 記者 )

他の裁判所では、裁判員を経験された方が、生々しい証拠写真を見せられて PTSD になったということがありましたが、みなさんが経験された事件で、焼けた室内の写真を見ることで気分が悪くなったとか、あるいは、そうならないように配慮されているということを感じたということはありませんか。

( 1 番 )

気分は悪くなりませんでした。

( 2 番 )

同じように、全くありませんでした。

( 3 番 )

配慮があったかどうか分かりませんが、証拠写真を見て、気分を害することはありませんでした。

( 4 番 )

気分を害するようなことはありませんでした。

(記者)

率直に、人を裁くということについて、どのような感想を抱かれましたか。

(4番)

非常に、自分の中では重い判断ですが、そういうところを考えると、自分の感情をあまり出さずに、証拠に基づいて、本来ならこうだよというように考えるようにしていました。正直、裁判所に来る前は、本当に人を裁く、人の人生を変えてしまうかもしれないということで、意見を言うことに抵抗はありましたが、裁判官から説明を聞いて判断していく中で、抵抗がなくなったというか、適切な判断を心掛けていました。

(3番)

最初は、人を裁くことにすごく抵抗がありましたが、やはり、評議を重ねていく間に、重要さを自分なりに理解できたと思います。ただ、今になっても、自分の判断が正しかったのか間違っていたのかと聞かれると、正直分からないところがあります。

(2番)

人を裁くことは、とても重いことだと思います。

(1番)

裁判員を受ける返事をする際に腹はくくっていたので、興味本位では参加できませんし、参加するからには、4日間、一言一句漏らさずに話を聞いたつもりですし、全神経を集中して自分の中で考えて、いろんな話をしていく中で、みんなで判断を出したつもりなので、判決についても正解だったかどうか考えてはいません。

(司会)

裁判員のみなさんが真摯に取り組んでいるということは、いつも実感しているところですが、これからも、裁判員裁判を運営していく上では、国民の協力が是非とも必要になってきますので、今回の意見についても国民のみなさんに少しでも伝え

ていきたいと思ひます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

以 上